

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷六十二第

行發日一月六年三和昭

論 叢

租税における强者の専横 法學博士 神戸 正雄

臺灣の小作制度 法學博士 河田 嗣郎

定期船事業に於ける運賃の最低限度 經濟學博士 小島昌太郎

說 苑

近江商人の起源 經濟學士 菅野和太郎

助郷と農民の生活 經濟學士 大山敷太郎

雜 錄

中央・地方財政に於ける租税配分 經濟學士 中川與之助

英國の産業合理化 經濟學士 大塚 一朗

銀行券の數量制限と正貨準備 經濟學士 楠見 一正

指數の研究 經濟學博士 汐見 三郎

附 錄

本誌第二十六卷總目錄

銀行券の數量制限と

正貨準備

楠見 一 正

はしがき

世界戦争の爲めに多くの諸國に於ては其銀行法に大改正を加へ、又戦後幾多の發券銀行が新設せられ、其の最も重要な銀行券の發行高と正貨準備との關係も戦前に比して非常な變更を見たのである。我が日本銀行に於ける發券規定に就いても亦既に時世に適合せざる幾多の缺點が論ぜられ、早晚何等かの改正を加へらるべき運命に遭遇してゐる。此の時に當つて Josef Bärmeier 博士は一九二七年七月現在に於ける戦後世界各國の發券準備制度を研究し有益なる著書を公にしてゐる。以て我日本銀行發券規定の改正に際しても他山の石として教へらるゝ所尠なからずと信ずるが故に、私は茲に主として其著書の重要な部分——即ち銀行

- 7) 世界經濟の發展上特別の難局に立てる英國の紡績業及び炭鐵業は、其の合理化の實現に於いて又一段の困難に遭遇するは争はれぬ。
- 1) Dr. Josef Bärmeier, Die Grundsätze der Notenbankgesetzgebung in den Ländern der Welt. Leipzig 1927.

券の數量制限と銀行券の準備——を取扱つて見たいと思ふ。

一般に銀行券の發行に就いては其の發行を無制限に許す制度は世に容れらるゝ所とならず、大體正貨準備と保證準備とを要求し、之に依つて銀行券の兌換を確保せんとしてゐる。然し現今流通銀行券の總額を正貨で準備する事を要求する所謂全額正貨準備制度は何れの國に於ても採用せらるゝを見ない。唯兌換の爲めに銀行に歸つて來るべき銀行券に對して準備すれば足るとせられてゐるが、其の正貨で準備せられてゐない銀行券に對して制限を加へ、又流通銀行券に對して幾何の正貨準備をなすべきに就いては各國に依り其の方法を異にしてゐる。結局其の趣旨は銀行券發行に關する規定はあらゆる事情の下に於て其の銀行券の兌換を確保せんとするに在るのである。

確定的な準備規定を定むる事は銀行券の發行を有効に制限するものである。従つて多くの國に於ては後に述べる様に單に之のみに依りそれ以上の制限を設けな

い場合も少なくない。然し多くの場合に於ては立法者は準備規定と並んで尙銀行券の最高發行額を確定するか、或は少くとも之を制限せんとするのが常である。蓋し此の場合立法者は或は不良投資に對する銀行の自制を疑ふか、又或は銀行が最も不堅實な投機に際して、其發券行爲を濫用して一層不良投資を助長する様な事を阻止せんが爲である。

Banreier 博士は Schanz 教授に従つて銀行券の數量に對する制限を次の五つの典型的種類に分類してゐる。即ち、

- 第一 銀行券發行總額の最高額絕對的確定
- 第二 無準備銀行券の直接制限制度
- 第三 無準備發行券の間接制限制度
- 附 銀行券發行總額の絕對的確定と無準備銀行券の間接制限制度との結合

第四 資本金及資本金の倍數又は一部分に銀行券發行高を制限するもの

第五 單に確定的準備規定のみに依つて銀行券發行

高を制限するもの

A 一定の状態の下に於て正貨準備の低下を是認する銀行券準備制度

B 銀行の側よりする確定的正貨準備の引下げを許さざる諸國の準備規定

第一 銀行券發行總額の最高

額の絶對的確定

此の制度に於ては銀行券流通高は金保有高とは全く無關係に其の發行最高額が確定せられてゐる。従つて一般に此の制度は實際的ではない。蓋し斯かる規定は銀行券の形に於ける支拂手段の流通需要に對して銀行券の適當なる流通を阻止するし、又更に進んでは或一定の時に於て即ち信用が危機に陥つた場合に於て、最も必要で且當然と考へられる發券銀行の干與が許されないで、其の爲めに國民經濟上の機能を麻痺せしむる様な結果を齎らすからである。異常の時に際しては國家は通常發券銀行に依頼して其の特別の需要を充足せ

んとするものであるが、銀行券發行に對して絶對的最大限度を定むる事は、此の異常な時に當つて何等効果のないものである。蓋し言ふ迄もなく凡ての權力を持つた國家は何時でもかゝる規定を變更するか、或は又無効のものとする事が出来るからである。

此の銀行券發行最高額の絶對的確定の原則は現今尙佛蘭西、希臘、伊太利、葡萄牙、西班牙、コスタリカ、ハイテイ、波斯に於て行はれ、又ダンチビでは一種の特殊の形で行はれてゐる。

佛蘭西に於ては此の銀行券發行最高額の絶對的確定の原則は一八四八年に初めて採用せられ、一八五〇年に一度廢止せられたが、一八七〇年に至り再び實行せられて遂に今日に至る迄尙現に行はれてゐる所である。銀行券發行最高額は一八七〇年には十八億フランであつたが、一九一一年には既に六十八億フランに達してゐた。其後世界戰爭中及戦後の時代には銀行券發行額は繼續的に増大せられて、遂に一九二六年七月には六百億フランの額に達したのである。

佛蘭西銀行に於ては發行銀行券に就いて確定的準備比率に關する規定は設けられてゐない。此の佛蘭西の貨幣本位に對する整理は尙殘されてゐるが、必ずや有効な改革が行はれる事は疑ひの無い所である。

希臘國立銀行の銀行券發行法は全く複雑極まるものである。絶對的確定の原則は部分的に行はれてゐるに過ぎない。即ち希臘に於ては銀行券發行は國家勘定に於ける銀行券 *Noten für Rechnung des Staates* と銀行自己の勘定に於ける銀行券 *Noten für eigene Rechnung* とに區別せられ、國家勘定に於ける銀行券は一定の一覽拂債務 *die Stichverbindlichkeiten* と一緒で其の「*is*」を硬貨で準備するを要し、且銀行券流通額と保有硬貨との間の開きは銀行の拂込資本金額よりも大なるを得なかつた。一八七七年銀行券に對して強制通用が宣せられ、爲めに此の準備規定は其の効力を失つてしまつた。其後漸次整理せられたが、此の銀行券は一九二四年には尙四千九十萬ドラクマ (*Dr*) 流通してゐた。

次に自己の勘定に於ける銀行券に就いては最高發行

額確定の原則が行はれ、其の額は一八八五年初めて六千萬ドラクマと決定せられた。一九二〇年には一億六千三百四十萬五千ドラクマに増加し、其後年々引續いて増大せられて一九二三年には三十五億六千三百四十萬五千ドラクマに達したので、今や此の銀行券に對する準備は全く問題にならなくなつた。

更に一九一〇年の法律に依つて銀行は金及外國爲替を買入れる爲めに、確定せられてゐる最高發行額以外に、自己の勘定に於ける銀行券を發行する權限を與へられ、其の制限額は勅令に依つて定められた。世界戰爭加入後は銀行券は非常な勢で増大し、聯合國は準備の爲めに希臘に對して信用を與へたが、一九二〇年以後は此の信用に基いて起つた債權は自由に處分し得る資本でなくなつた爲めに、今日此の銀行券は尙無準備の儘である。

遂に銀行は一九二三年の規定に依つて政府の勘定に於ける外國爲替を調達すると云ふ特別の目的の爲めに、國家の勘定に於て更に四種の銀行券を發行するに

至つた。此の銀行券は現在事實上外國手形に依つて完全に準備せられてゐる。

伊太利に於ても亦原則として國家勘定に於ける銀行券と銀行の勘定に於ける銀行券とは截然たる區別が設けられてゐる。一九二六年以前に於ては、國家勘定に於ける銀行券は三發券銀行に依つて發行せられ、一九二六年六月末には總計約六十七億リラに達してゐた。

次に商業勘定に於ける銀行券 (die Notenausgabe für Rechnung des Handels) は一九一〇年の法律に依り、三發券銀行併せて最高發行限度を九億二千百萬リラと確定せられてゐたが、一九二六年六月末には此の銀行券流通額は約八十二億リラに達してゐた。之と同時期に尙約三十九億リラの銀行券が救濟金庫の勘定に於て für die Rechnung des „Stützungsconsortiums“ 流通せられてゐた。

銀行券制度の集中化と共に一九二六年七月一日ナポリ銀行及シチリア銀行は凡ての債權債務を國家及救濟金庫に譲渡し、其の正貨準備をイタリヤ銀行に譲渡し

た。間もなく同年九月七日の訓令に於て重要なる規定が設けらるゝに至つた。

國家の債務を減却する爲めに伊太利銀行は一九二五年のモルガン借款から九千萬弗即ち二十五億紙幣リラを委譲せられたので、國家に對する債權は六十七億リラから四十二億リラに減少せられ、其の硬貨準備は二十四億リラに増大せられた。即ち二十五億リラは國家勘定に於ける銀行券流通高から除かれ、商業勘定に於ける流通高に計算せらるゝ様になつたのである。國家債務の其他の部分及國家の勘定に於ける銀行券流通高の殘部は、年賦償還に依つて年々少くとも五億リラだけ減少せしめねばならぬ。

商業勘定に於ける銀行券流通高は其の最高額を七十億リラに制限せられてゐる。併し此の内には次の三は計算せられないのである。(一) 救濟金庫の勘定に於ける銀行券流通高。(二) ナポリ銀行及シチリヤ銀行の準備金に基いて發行した銀行券流通額。(三) 國家勘定に於ける流行額から商業勘定に於ける流通額に移された二十五

億リラ。今此の規定に依り伊太利銀行は幾許の銀行券を發行流通せしめてゐるかを見るに、銀行券總流通額は百八十億リラで商業勘定に於ける銀行券流通額は五十九億クリである。従つて尙十一億リラの發行餘力を殘してゐるわけである。

正當の銀行券流通額は七十億リラの最高額迄年々0.1²⁵%の一般發行税を支拂ふ。急迫した場合には八十億リラ迄許されてゐる。が、若し此の七十億リラの最高額を超過して銀行券を發行した場合には、其の超過額に對して公定割引歩合を其の1/8だけ引き上げたものと同率の發行税を納めねばならぬ。伊太利銀行の銀行券流通額は國家勘定に於ける銀行券流通額を除いて、硬貨準備を16.5%保有してゐる。

葡萄牙銀行が銀行券を發行し得る最高限度は最近數年間繼續的に動搖し、現に尙國家の需要に應じて定められてゐる有様である。

西班牙銀行は原則として銀行券發行高が五十億ベセタを超過してはならないのであるが、只止むを得ざる

場合に於ては最高の銀行利率を提供して特に政府の承諾を得た後に、六十億ベセタ迄發行する事を許されてゐる。

羅馬尼亞銀行に於ては元來銀行券發行に關して何等絶對的の最高額を定められてゐなかつたが、一九二五年に銀行と國家との間に定めた協定に基いて、初めて銀行券發行は約二十億レイ(Leu)を以て最高額と定められた。

コスタリカ國際銀行の銀行券發行權は元來四百萬コロネス(Colones)に限られてゐたが、其後一九一八年には千萬コロネス、一九一九年には千五百萬コロネス迄銀行券發行最高額が増大せられた。

ハイチ共和國々立銀行は其の銀行券發行に關して五百萬弗に限定せられ、波斯帝國銀行は八十萬磅を其の限度としてゐる。

銀行券發行總額の絶對的確定の特殊の方法として尙ダ、ンチヒ銀行の適用せられてゐる規定を擧げる事が出来る。即ち銀行は人口一人當りに就いて百フロリン

(四)の最高限度迄其銀行券を發行する事が出来る。現在人口は約四十萬人であるから、其最高發行額は約四千萬フロリンとなる。此の制限は不變不動のものでなく、人口の變動に應じて弾力性を有してゐるわけである。

以上の發券銀行は銀行券發行最高額の絶對的確定と共に尙準備規定が定められてゐる。葡萄牙銀行は一八八一年の法律に依つて準備規定が新に設けられ、西班牙銀行に於ては四十億ベセタ迄の流通額に於ては硬貨準備は45%、其の内金で40%銀で5%、四十億ベセタ以上六十億ベセタ迄の流通額に對しては60%の硬貨準備、其の内金で50%銀で10%を保有せねばならない。羅馬尼亞銀行に於ては銀行券流通高に對して40%以上の金準備を保有すべき義務があり、其40%の内3/4は一定の外國に對する優良手形でもよかつた。又關議の承諾があれば33%に引下げる事も出来る。オスタリカ國際銀行及ハイティ共和国立銀行に於ても一定の金準備をなし、波斯帝國銀行は33%の金準備を保有して

ゐる。ダンチと銀行に於ては流通銀行券の1/3に相當す。金貨英蘭銀行券、若しくは英蘭銀行宛要求拂磅債権を保有し、其の餘りを割引商業手形若しくはダンチと硬貨で準備せねばならぬ。然し超過額が完全に正貨準備せられ而も5%の發行税を納むるならば、銀行券發行最高額を超過して銀行券を發行する事を許されてゐる。

第二 無準備銀行券の直接制限制度

直接制限制度の最も顯著なる例は一八四四年のピール銀行條例である。此條例は今尙依然として行はれてゐるのであるが、其の理論的根據をなすものは所謂通貨説(Currency theory)である。此の通貨説はリカルドの貨幣論に其の源を發してゐる。我々は茲に銀行學派(Banking School)の反駁を受けた此の通貨説の缺點を探索しやうとしてゐるのではない。我々にとつては兎に角通貨説がピール銀行條例の中に取り入れられたと

云ふ事が重要なのである。

英蘭銀行は現今正貨準備を要しない銀行券を最高額一千九百七十五萬磅迄發行する事が出来る。此の最高額を超過して發行せられた凡ゆる銀行券は必ず全額の正貨準備を保有する事を要するのである。此の制度は貨幣需要の増加の速かな時に於て銀行券の流通高を之に比例して擴張する事を許されない。従つて支拂手段に對する需要の變動に順應する事の最も少ない制度である。英蘭銀行に於ては銀行券の發行は特別の銀行券發行部 (Note-Issue-Department) に於てのみ行はれてゐる事は世人の知る通りである。

ピール銀行條例の規定は豫想した様に必ずしも嚴重に支持せらるゝ事は出来なかつた。即ち一八四七年、一八五七年及一八六六年の恐慌の年に於て此の規定は停止せられた。又世界戦争の勃發に際しては銀行條例は停止せられなかつたが、政府紙幣所謂 Currency Note を發行して自ら策を講じたのである。

英蘭に於けると同様に蘇格蘭及愛蘭の各發券銀行に

於てもピール條例に依つて、正貨準備を要しない銀行券の發行は、一八四四年五月一日より向ふ一ケ年間の平均流通額を以て制限せられた。此の制限額を超過して發行せられる銀行券は凡て正貨保有高で全額準備をせねばならぬ。一九一四年以來政府紙幣も亦此の正貨保有高の中に算入せらるゝ事となつた。併し愛蘭に於ては貨幣本位改革が問題となつた。愛蘭自國は假令本位貨幣單位として磅を支持しやうとも將來固有の貨幣を持つべきである。

無正貨準備銀行券の直接制限制度の最も純粹なる形を現今尙芬蘭に於て見出す事が出来る。芬蘭に於ては此の直接制限制度は一九二五年十二月十日の法律に依つて新に確立せられたのである。無準備銀行券の額は十二億芬蘭麻を超過してはならぬ。其他の凡ての銀行券は金及其の外國取引銀行に於ける銀行の確實なる債權を以て全額準備せねばならぬ。

直接制限制度は尙或特殊な形に於て瑞典及ラトヴィアに於て行はれてゐる。

瑞典帝國銀行は一億二千五百萬クローネの額の外に硬貨現在率の二倍に等しい額迄銀行券を發行する事を許されてゐる。茲に硬貨現在高と銀行に屬し且國內にある凡ての瑞典金貨及外國金貨並に金地金を云ふのである。此の純粹な金保有高を超過して發行した銀行券は次の資産で準備せねばならぬ。

(一)外國に預託してゐるか或は輸送中の金。(二)六ヶ月以内に満期になるべき外國銀行に於ける債權。(三)國內の手形。(四)容易に換價し得べき國債及確定社債券。(五)國債及確定社債券に依つて保證せられた動産貸付債權。

ラトヴィア銀行の銀行券は其の流通高が一億五千萬ラートを超過する時には、金及安定せる外國通貨を以て全額準備をせねばならぬ。然し一億五千萬ラートを迄の時には之を要しないで、一億ラートを迄は30%以上、一億ラートから一億五千萬ラートを迄は75%以上を、金及外國手形で準備せねばならぬが、其の殘額は短期手形で準備すればよいのである。

第三 無準備銀行券の間接制限制度

此の間接制限制度は銀行券流通額の正貨で準備せられない部分に對して最高額を確定し、銀行の方で此最高額を超過して銀行券を流通せしめた場合には其の超過額に對して發行税を課する所に其の特徴があるのである。此の制度は最初一八七五年の獨逸銀行法に於て規定せられたが、一九二四年の獨逸新銀行法は此の制度を獨逸國銀行(Reichsbank)に對しては採用しなかつた。然し私立發券銀行法に於ては尙此の制度を見るのである。間接制限制度は硬質に依つて全額準備のせられてゐない銀行券の最高限度が、銀行の側で發行税を納むる事に依つて容易に超過し得らるゝ場合に於て、其の純粹な形を見るのである。それは現在唯獨逸の私立發券銀行に於てのみ見る事が出来、而も亦此の銀行では間接制限制度は絶對的の銀行券發行總額の絶對的確定額の範圍内に於て行はれてゐる。

間接制限制度に修正を加へたものは諾威日本臺灣朝鮮の銀行券發行規定の内に之を見出す事が出来る。之等の諸國に於ては正貨準備せられてゐない銀行券の制限は決して超過する事を得ないのであるが、唯最も急迫した場合に於ては特に政府の責任の下に、或は明文を以てした官廳の許可ある場合に於てのみ超過する事を許されるのである。

諾威銀行は一九二〇年の法律に依つて二億五千萬クローネの額及其の外に其の金保有額と同額迄銀行券を發行する事を許されてゐる。併し國王は國會(Storting)の承諾を得て更に尙無準備銀行券を國王の定めた一定の額迄發行する事が出来る。但し其の銀行券は手形割引歩合より一%を控除したものと同率の發行税を課せられる。銀行報告に依れば銀行券流通額が以上の二場合を併せた最高許容額を尙超過し、従つて其の超過流通額に對して銀行は手形割引歩合同率の發行税を支拂つてゐる。尙税率は其超過が引續き持ち越す場合には、其後の月末には毎月1.2%宛増加せられる事にな

つてゐる。

日本銀行の銀行券發行は次の様に規定せられてゐる。日本銀行は硬貨保有高と同額及尙一億二千萬圓迄銀行券を發行する事が出来る。此の正貨準備のせられてゐない保證發行は更に次の二つに分たれる。即ち

(一) 政府に提供した低利の若しくは無利子の貸付に基いて發行せらるゝ銀行券。此の銀行券は恰も硬貨で全額準備した無税の銀行券と同様である。

(二) 國債、大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證として發行する銀行券。此の銀行券は年々1.25%の發行税を納付するのである。

以上の正貨準備發行保證發行の外に更に銀行は金融市場の需要が急迫する場合には、大藏大臣の許可を得て此の一億二千萬圓の制限以上に無準備の銀行券を發行する事が出来る。此の制限外發行は年々少くとも5%を下らざる特別の發行税を納めねばならぬ。

臺灣銀行の保證發行は二千萬圓に制限せられてゐるが、大藏大臣の許可を得れば此の制限額を超過する事

が出来る。然し其の超過額は年々5%以上の税を納めねばならぬ。

朝鮮銀行の無準備銀行券の無税の制限額は一九一八年に五千萬圓に確定せられた。此の制限を超過して銀行券を發行するならば、其超過額に對して硬貨現在高で全額準備をせねばならぬ。又若し市場の景況に依り流通貨幣の増加を必要と認める時は、朝鮮總督の許可を得て右の制限額を超過して、更に硬貨で準備せられない銀行券を發行する事が出来るが、然し此の場合には年々5%以上の發行税を納付せねばならぬ。

最後に間接制限制度に關連して獨逸の私立發券銀行の銀行券發行規定を取扱つて見たい。此の規定は銀行券發行總額の絶對的確定の原則と正貨準備のせられない銀行券の間接制限制度とが結合したものである。

獨逸私立發券銀行の銀行券發行額は一九二四年の銀行法に於て、全體で一億九千四百萬 R.M. に制限せられた。私立發券銀行法第三條に依れば、右の最高額はバイエルン發券銀行及ザクセン銀行は各七千萬 R.M.、ゾル

テムベルグ發券銀行及バーデン銀行は夫々二千七百萬 R.M. の割當になつてゐる。レンテン銀行の清算が終了する迄は、曆年に依る各四半期に於ける四私立發券銀行全體の銀行券發行權は、右の最高額を超えない範圍内で、前14 曆年の獨逸國銀行報告に於て獨逸國銀行兌換券に就いて公告せられた平均流通額の 8% を標準として計算するのである。かくして決定せられた總額は各私立發券銀行に 70 : 70 : 27 : 27 の割合で分配せられる。然し或一ヶ月内の獨逸國銀行兌換券の平均流通額が私立發券銀行券の標準となるべき獨逸國銀行券流通高に比して約 10% 以上の變動を來した時には、獨逸國銀行又は私立發券銀行券の申請に基いて獨逸國經濟大臣は此の一ヶ月の流通高を以て其當該14 曆年の殘部に對する標準として認める事が出来る。かくして承認せられた以上の各私立發券銀行の銀行券發行權は之を公示するのである。斯くの如くレンテン銀行の清算終了迄は私立發券銀行の銀行券流通最高額は一時的に決定せられるのであるが、各私立發券銀行は各銀行に對し

て絶對的に確定せられた七千萬R.M.或は二千七百萬R.M.の制限額の範圍内に於て、當該時の貨幣保有高と同額迄は銀行券を發行する權利を有してゐるのである。

私立發行銀行券の流通銀行券は次の様に準備せられてゐる。即ち(一)少くとも40%は金及外國手形に依つて。

此の金準備の内75%は金である事を要す。(二)其の殘額は一定の要件を満足する割引手形及小切手に依つて。

以上述べた銀行券流通最高額の絶對的確定の原則と並んで正貨で準備せられない銀行券の間接制限制度が行はれてゐる。即ち私立發行銀行は正貨準備と從來の一八七五年の銀行條例に依る無税の銀行券發行高との和と同額迄は、然し少くとも正貨準備と新に定められた絶對的的最高流通額の2/5とを加へたものと同額迄は無税で銀行券を發行する事が出来る。即ち

銀行名	一八七五年の發行高	新發行高の五分ノ二	無税の發行高
バイエルン發券銀行	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
ザクセン銀行	三、七五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
ザルテンベルグ發券銀行	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇

バーデン銀行 一〇、〇〇〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇、〇〇〇
 正貨準備と右の制限額とを超過して發行するならば、其超過額に就いて其當時の獨逸國銀行の割引利率の1/2に相當する發行税を課せられる。然し其發行税は年5%以下であつてはならぬ。

第四 資本金及資本金の倍数

又は其一部分に銀行券發行を制限するもの

若しも資本金が堅く固定してゐるならば、銀行券の兌換を常に確實ならしめんとする規定の目的は達し得られないであらう。又銀行券發行の此の種の制限は銀行券發行最高額の絶對的確定の場合と非常に接近したものであり、且又其の缺點を同様を持つてゐる。蓋し此の場合に於ても尙頑固な超過し難い制限が與へられるからである。拂入資本金の額に於て銀行券の發行を制限するものは亞米利加合衆國々立銀行及加奈陀特許銀行に於て見る事が出来る。

アメリカ合衆國々立銀行は一八七五年以來銀行券の準備として發行額と同額を公債(Bonds)で大藏省に預託してゐる。尙其外に兌換の確實を期する爲めに流通銀行券の5%に相當する額を兌換基金(Redemption fund)として正貨で大藏省に預託してゐねばならぬ。各國立銀行の銀行券は其の形式及裝備は全く同様で單に印章及署名が異なるのみである。元來國立銀行法の目的は一面に於て從來の種々雜多な銀行券發行制度を統一し、他面に於ては聯邦公債の賣却を有利ならしめんとするに在る。然し平常の時に於ては公債は通常減少するのが常であるから、之に伴つて銀行券の流通額が減少し銀行券流通高と經濟界の需要との一致を缺ぐ事が起り得るのである。

一九〇七年から一九〇八年の恐慌を機會として一九〇八年にオールドリッチ・ウリーランド條例(Aldrich-Vreeland Act)が作られた。此の條例は恐慌時に於て一時の救濟手段として非常銀行券(Emergency Note)を發行せしむるのである。即ち十或はそれ以上の國立銀行

が所謂國立通貨組合(National Currency association)を組織し、大藏省秘書官の監督の下に組合に引渡された公債及地方債並に商業手形を保證として、非常銀行税を最初は甚だ高い税を拂つて發行してゐたが、一四四年には軽減せられた税で發行する事が出來た。聯邦準備銀行條例に依つて此の法律は一九一五年六月三十日迄有効とせられた。聯邦準備銀行の銀行券發行に就いては後に述べるが、之には他の主義が問題になるのである。

加奈陀特許銀行(Der Chartered Banks of Canada)に於ては銀行券發行高は常に拂込資本金と同額に限られてゐる。然し此の制限額は超過額と同額だけ大藏大臣の管理の下にある一般金準備金(General Gold Reserve)の金紙幣又は政府紙幣を提供すれば超過する事を得る。又收穫の時期即ち九月より二月迄の時期に於ては、銀行は更に其拂込資本金及準備金の15%迄銀行券を發行する事を許される。一九一四年以來は英國北アメリカ銀行を除いて、此の補充的發行は一年中何時で

も發行する事を許される事になつた。

銀行券流通高は其の40%は政府紙幣に依り其他は各個々の銀行に於て適宜に準備せられてゐる。尙支拂不能に陥つた銀行の銀行券兌換を保證する爲めに大藏大臣の管理の下に銀行券兌換基金(Bank circulation redemption fund)を設け、各銀行は此の基金に其の年平均銀行券流通額の5%に相當する額を拂込む事となつてゐる。

銀行券の發行を資本金の一部に制限する規定は現今何れの國にも行はれてゐないが、資本金の倍數に制限するものは存在してゐる。

ボリヴァニア國立銀行(Der Bancs de la Nacion Boliviana)は拂込資本金の一倍半迄銀行券を流通せしむる事を得るが、それは50%の金準備を保有する事を要す。一九一八年迄は此の金準備は單に40%であつた。ウルグアイ(Uruguay)に於ては銀行券發行最高限度は拂込資本金の三倍半と確定してゐる。

サンサルバドル發券銀行及ヴェネヅエラ發券銀行に

於ては拂込資本金の二倍迄銀行券を發行する事が出来る。其の金準備はサルバドル發券銀行に於ては40%、ヴェネヅエラ發券銀行に於ては $\frac{1}{3}$ %に達してゐる。

第五 單に確立的準備規定の

みに依つて銀行券發行額を制限せらるゝもの

多くの國に於ては銀行券の過剰を抑制し又單に確定的の準備規定のみに依つて銀行券發行の濫用を阻止せんが爲めに、特別の制限を銀行券の數量に加へてゐる事は既に述べた所である。此の種の規定は銀行券の流通に必要な弾力性(Elasticity)を達する事が困難である。例へば經濟界は非常に支拂手段の増加を熱望してゐるにも拘らず銀行は其の利刺忽に硬貨準備を増大すると云ふ事は出来ないから、従つて殆んど凡ての銀行法は非常時に際しては正貨準備を低下してもよいと豫期してゐる。然し出来るだけ之を避けんが爲めに規定した準備に違反した額に對しては一定の發行税を

賦課せねばならぬのである。往々にして正貨準備の程度は非常に低下すると自動的に割引歩合の増大を伴ふ事がある。其の標準は恰も税が緩和した適當な率でなければならぬのと全く同様である。

A、先づ一定の状態の下に於て正貨準備の低下を是認する銀行券制度を觀察して見たいと思ふ。

之には先づ第一に獨逸國銀行 (Die Deutsche Reichsbank) を擧げる事が出来る。獨逸國銀行は新銀行法第二十八條に依り其の銀行券總流通額に對して次の準備を保有すべき義務を負つてゐる。

(一) 金又は外國手形で40%以上の準備。(金準備)
此の準備の3/4以上は金を以てするを要す。

(二) 其殘額は一定の要件を満足せしむべき割引手形若しくは小切手に依る準備。

所謂金とは金地金並に銀行の金庫中又は何時でも自由處分し得る状態に於て外國中央發券銀行に保有する國內及國外の金貨を云ふ。此の場合純金一封度に付き千三百九十二M. R. の割合で計算せられる。次に外國手

形とは外國金融中心地に於て支拂能力確實なる有名な銀行に依つて、外國貨幣を以て支拂はるべき銀行券、並に十四日以内の有効期限の手形及要求拂債權を云ふのである。

例外的の事情の下に於ては所謂金準備は理事局の提議に基き評議員會の決議に依つて、40%以下に引き下げる事を得るが、若し低下が一銀行報告週間に以上の時は銀行は定められた40%の準備を缺ぐ額に就いて、百分率で計算した發行税を獨逸國に納付せねばならぬ。又一銀行報告週間或はそれ以上に亘つて準備金が40%以下に下る時には割引利率は年5%以上である事を要し、従つて銀行が納税義務を負ふや否や、割引利率は更に税率の1/3以上を引き上げねばならぬ。今發行税と割引利率との關係を示せば次の通りである。

準備金	發行税	割引利率
40% (除く) — 37% (含む) …… 3% …… 5% + 1/3% = 6%		
37% (ク) — 35% (ク) …… 5% …… 5% + 1/3% = 6%		
35% (ク) — 33% (ク) …… 8% …… 5% + 1/3% = 7%		

$33\frac{1}{3}\%$ (除く) — $32\frac{1}{3}\%$ (除く) …… 8% …… 5% $\frac{1}{3}$ $\frac{2}{3}$ 7%
 82% (含む) — $31\frac{1}{3}\%$ (除く) …… 9% …… 5% $\frac{1}{3}$ $\frac{2}{3}$ 8%
 $31\frac{1}{3}\%$ (ク) — $30\frac{1}{3}\%$ (ク) …… 10% …… 5% $\frac{1}{3}$ $\frac{2}{3}$ 8%

(發行税は準備率が $3\frac{1}{3}\%$ より低下する事
 1%毎に年1%の税を加算す。

コロンビア共和国銀行に於ては低下した正貨準備に對して累進的な發行税を、之と適應した割引歩合引上げと一定の關係を以て賦課してゐる。銀行は銀行券及預金に對して60%の金準備を要するが、此の金準備は第一流の外國銀行に於て金で受取り得る預金が所要の準備の25%以上を占めてゐねばならぬ。

チリ中央銀行に於ては流通銀行券の50%に當る金準備が規定せられてゐる。此の準備が低下した場合には正常限度を超過した發行額に對して發行税を課せられるが、最低割引歩合は其の儘に据く置かれるのである。

南阿準備銀行(Die south africa Reservebank)は其の

銀行券に對して40%以上の金準備を要するが、大藏省の同意を得る時は右の準備率を破る事が出来る。然し金準備が40%(之を含まず)から $32\frac{1}{2}\%$ (之を含む)迄の時には年1%の發行税を納付し、更に準備率が低下する時は $1\frac{1}{2}\%$ 減少する毎に年 $1\frac{1}{2}\%$ 宛増税せられ、尙此の外に割引利率及從來の利子歩合は發行税に相當した百分率だけ増大せられるのである。

尙以上の外にエストニア銀行、奧太利國立銀行、匈牙利國立銀行、チエコスロヴァキア銀行、波蘭銀行、アメリカ合衆國聯邦準備銀行、ブラジル銀行に於ても規定せられた正貨準備以下に低下する事を許され、丁抹國立銀行に於ては特殊の形で行はれてゐるのであるが、之等の銀行に於ては此の様な場合の發生する事は發行税賦課の前提條件とはなるが、併し發行税を賦課したにしても割引利率の上に影響を與へる前提條件とはならないのである。

エストニア銀行(Die Bank von Estland)は其銀行券總額要求拂債務に對して金準備及外國手形準備を40%

以上保有せねばならぬ。準備率を低下した時は累進的の發行税を課せられる。

準備率

發行税

35%以上	公定割引歩合 + $1\frac{1}{2}\%$
35% (除く) — 30% (含む)	ク + 2%
30%以下	ク + 3%

奥太利國立銀行及匈牙利國立銀行に於ては同様な準備規定が行はれてゐる。金の支拂開始をする迄は銀行券流通總額に政府貸上金を除いた即時拂債務の額を加算した額は次の様な準備をせねばならぬ。

最初の五年間 ^(註一)	20%
次の五年間.....	24%
更に次の五年間.....	28%
其の後は.....	33 $\frac{3}{4}$ %

の正貨準備をする事を要す。

(註一) 奥太利國立銀行に於ける營業行為の開始は一九二三年一月二日、匈牙利國立銀行に於ては一九二四年六月二十四日である。

銀行券流通高に政府貸上金を控除した即時拂債務の

額を加へた額が、右の規定に許された最高限度を超過する時は、其の超過額に對して當時の割引利率に次の率だけ加へた發行税が課せられる。最初の五年間で計算すれば、

準備比率

加算率

20% (除く) — 18% (含む)	1%
18%を下る時は2%を下る毎に	$1\frac{1}{2}$ %

最少發行税率は年5%である。^(註二)

(註二) 次の五年間

準備比率

加算率

34% (除く) — 22% (含む)	1%
22%を下る時は2%毎に	$1\frac{1}{2}$ %

更に次の五年間には

28% (除く) — 25 $\frac{1}{2}$ % (含む)	1%
25 $\frac{1}{2}$ %を下る時は2%毎に	$1\frac{1}{2}$ %

以下之に準ず。

金の支拂開始後に於ては次の準備規定が効力を生ずるのである。即ち流通銀行券並に凡ゆる即時拂債務とは其の $\frac{1}{3}$ 以上を正貨にて準備し、其の殘額を政府貸上金現在高を含む從來の保證準備の資産に依つて準備

せねばならぬ。準備比率が準備すべき義務ある借方 (Passiva) に對して40%を下るや否や其の超過額に對して、當時の割引利率に次の率を加算した發行税が課せられる。

40% (除く) — 33% (含む) の比率: …… 1%

33%以下に下る時は3%を下る毎に更に1%宛加算す。

チエツ、コスロ、ヴァキア國立銀行に於ても略之と同様な規定を見る事が出来る。銀行券流通高並に政府紙幣を除いた要求拂債務とに就いて20%の硬貨準備をせねばならぬ。硬貨準備は爾後引續いて十五年間 (一九四〇年迄) 年に1%宛増大せられねばならぬ。

準備比率が悪化した時には其の超過流通額に對して累進的の發行税が課せられる。

波蘭銀行は一九二六年の新銀行法に依つて、流通銀行券の30%に當る正貨準備を要し、其比率は $\frac{2}{3}$ の多數決及大藏大臣の是認した行政會議 (Verwaltungsrat) の決議に基いて低下する事が出来る。然し準備を低下した爲めに生じた超過發行額に對しては次の様な發行

税を納む。

30% (除く) — 27% (含む) の準備: …… 3%
 27% (ク) — 24% (ク) …… 6%
 24% (ク) — 20% (ク) …… 10%
 20%以下に低下する時は1%を下る毎に發行税は1%宛加算せられるのである。

アメリカ合衆國聯邦準備銀行は其の發行した聯邦準備券 (Federal Reserve Notes) に對して40%以上の金保有高を準備せねばならぬ。其の金準備の5%或はそれ以上を大藏省に兌換基金として預託する事を要す。一九一七年の改正法律以來銀行券の總準備額は50%以上を手形で保有せねばならなくなつた。従つて最少金準備は40%であり、手形の最少準備額は50%であるから、其の間に10%の餘地を存し、銀行は此の10%の範圍内で金の保有高か或は手形の保有高かに自由に變じ得るのである。

聯邦準備局の許可を得れば40%の金準備を低下する事が出来るが、其の無準備の超過流通額に對しては累進的の發行税が課せられる。尙此の外に各聯邦準備銀

行は其の金で準備してゐない銀行券に就いても、亦發行税を聯邦準備局の定めた率で納付せねばならぬ。

聯邦準備銀行は右の聯邦準備券と並んで國立銀行法に基いて聯邦準備銀行券(Federal Reserve banknotes)を發行する事が出来る。但し此の場合には資本金額に對する制限はない。此の銀行券は二分利附公債或は一ヶ年公債で準備せられる。此の銀行券は最初一九一八年のピッツマン法(Pittman-Gesetz)に基いて流通せられたのであるが、一九二四年以來弗銀貨が新に鑄造せらるゝに至つたから最早流通の餘地がなくなつてしまつた。

ブラヂル銀行の銀行券は金及金債權で1/3以上を準備し、其他は商業手形で準備せねばならぬ。異常な場合には此の法定準備比率は引下げる事を許されるが、準備比率低下の爲めに生じた超過流通額に就いて12%の發行税を納めねばならぬ。此の種の非常信用の最高額は一九二五年には二十萬コントに定められてゐた。

最後に尙了、抹國立銀行に就いて述べねばならぬ。丁

抹國立銀行は其金準備を全く特種の方法で引き下げる事を許してゐる。銀行は其銀行流通高に對して $\frac{1}{3}$ %以上を硬貨保有高に依り、其他を容易に換價し得る法律に於て算上した資産特に動産貸付債權に依つて準備せねばならぬ。一時的に硬貨準備を低下する事は許されるが、然し翌月末迄には正しい準備比率に恢復せねばならぬ。特別の事情のある場合には銀行は勅令に依つて二ヶ年以内に限り準備規定を修正する事を許されてゐる。然し其修正は硬貨準備保有高に關する規定に觸れてはならないのである。

若し銀行の月末勘定に於て銀行券流通額が金擔保を以て保證した部分を控除して、尙保有硬貨の二倍及諾威銀行瑞典帝國銀行並に獨逸國銀行に於ける要求拂債權額の二倍に相當する額を超過する時には、銀行は其の超過額に對して一ヶ月毎に決定せられる發行税を納付せねばならぬ。其の稅率は最初の月は $\frac{1}{3}$ %を、其の後の月は1%を、各々其の當該月の平均割引歩合から引き下げたものと同率である。

B 銀行の側よりする確定的正貨準備の引き下げを許さざる諸國の準備規定。

白耳義國立銀行は新規定に依り、其の要求拂債務（銀行券を含む）に對して金準備及外國手形準備を40%以上保有する事を要し、其の内³/₄は金準備でなければならぬ。

ブルガリア國立銀行に於ても其の金準備と其の要求拂債務（銀行券を含む）との間に少くとも¹/₃の比率を維持せねばならぬ。

和蘭銀行に於ては和蘭銀行法は要求拂債務（銀行券銀行爲替、預金殘額を含む）と硬貨保有高との間の最少準備比率を決定する權利を國王に委ねてゐる。從來此の比率は40%であつたが、一九一四年以來20%と定められてゐる。然し銀行は自發的に澤山の硬貨銀行を保有してゐる様である。

其の他の諸國に於ける流通銀行券に對する比例準備は次の通りである。

ソヴェット露西亞國立銀行……………25%

濠洲コンモンウエルス銀行……………	25%
アルバニア國立銀行……………	3%
リタウエン銀行……………	3 ¹ / ₃ %
ニュージールランド發券銀行……………	33 ¹ / ₃ %
瑞西國立銀行……………	40%
ニカラグア國立銀行……………	40%
ペルー準備銀行……………	50%
エヂプト國立銀行……………	50%

右の内濠洲コンモンウエルス銀行、ニュージールランド發券銀行、ニカラグア國立銀行、リタウエン銀行及びアルバニア國立銀行に於ては金貨及金地金に依る單なる金準備を採用し、ソヴェット露西亞國立銀行に於ては金及其他の貴金屬並に外國手形に依り、瑞西に於ては法律又は契約に依つて認められたる貨幣本位の金銀貨並に金地金及外國貨幣に依る硬貨準備を採用してゐる。更にペルーに於ては金地金及金貨の外に尙紐育及倫敦に於ける金債權を含み、エヂプトに於ては一
九一六年以來金の代りに英國政府の國庫證券を以て金銀行に充つる事を許されてゐる。

右の外セルブ、クロアチア、スロヴェニア、国立銀行に於ては其の正規の銀行券流通額に對して $\frac{1}{2}$ 以上³³⁾の硬貨準備を必要としてゐる。此の外に銀行は尙特別の準備に基いて一定額の銀行券を發行する事が出来る。即ち(一)割引國庫證券(Diskontierter Kassenscheine)に基いて十億ディナア迄(Dinar)、(二)大藏大臣から交換して得た外國に對する債權に基いて六億ディナア迄、(三)舊セルビア國立銀行を新銀行に譲渡するに際して認められた譲渡規定に依つて、大藏大臣から許容せられた又は許されるべき確定の信用に基いて一定の額の銀行券を別に發行する事が出来る。

土耳其銀行に就いては其の流通銀行券に對し三分の一準備法(Dritteldeckung)が規定せられてゐる。正貨準備の少くとも半分以上は確實なる金たる事を要し、其他の半分は安定せる外國の本位貨幣に換價し得る銀行券であることを得る。凡ての銀行券は其の發行額に對して發行税を免れない。其の税は三百萬^{T.}迄は發行税 $\frac{1}{2}$ %、それ以上の額に對しては2%である。

最後にメキシコ銀行は金保有高の二倍迄銀行券を發行する事が出来る。金保有高とは金の現在高並にアメリカ及外國貨幣の現在高を云ふのである。然し此の金保有高に就いては預金に對する33%の金準備に必要とせらるゝ貯藏高を除外するのである。正貨準備のせられない銀行券の準備は全く銀行の自由裁量に委ねられてゐる。

餘 言

以上大略主として Bannier 博士の著書に従つて、戦後諸國の銀行券に對する數量の制限と其の準備とに關する規定を數種に分類して考察したのであるが、然し既に Jevons の指示した様に其の純粹のものとは少なく、種々の状態の下に結合して行はれてゐるものが多いのである。又無準備銀行券の間接制限制度は曾て Jevons の推賞した所であるが、現今此の制度を採用してゐる國は甚だ少なく、諾威を除く外唯我國あるのみ。現に獨逸私立發券銀行に於ても他の制度を併用し

3) Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, London 1896, p. 220.

且準備規定を設けてゐるのである。戰後諸國の新銀行法の多くが比例準備規定を採用せるは何を悟るものであらうか。而して其の大多數は三分の一準備或は40%の準備を規定してゐる様である。其の比例準備も單に銀行券に對してのみならず、要求拂債務 亦物價及爲替相場に影響を與へる點に於て流通銀行券と同視すべきものであるから、比例準備は二三の國に於ける様に要求拂債務を含むを妥當とする様に考へられる。然し中には Haus Decker 博士の様に發券準備規定の効果少きを唱へて準備規定を定むる事の不必要無意義を主張する學者もある。然し乍ら何等複雑なる規定を設くる事なく單に發券銀行管理者の義務觀念の發達と練達せられたる手腕とに凡てを一任する事は、應々にして銀行券を不換紙幣の如き状態に陥らしめ經濟界を不安ならしむる結果となりはしないだらうか。蓋し常に善良なる管理者を得る事は望み得ない事だらうと思はれるからである。従つて銀行券に對しては其の國の事情に適應した制度を定むるのが至當ではなからうか。